

浄化槽の保守点検もテクアにおまかせください。

浄化槽の保守点検は法律により義務付けられています

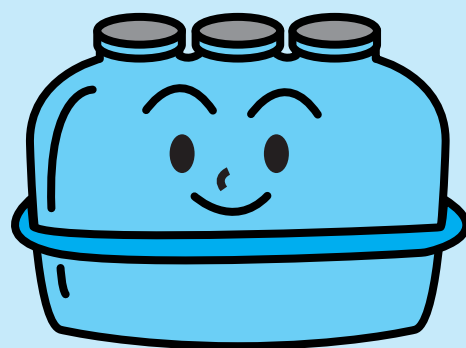


ご存知ですか？

浄化槽は浄化槽法第11条において、年1回以上の法定検査を受けることが義務付けられています(11条検査)。

浄化槽は定期的な検査と清掃を行って、きちんと管理しないと機能が低下して悪臭やつまりの原因になります。
無駄な出費を抑えるためにも定期的な検査を受けましょう。

浄化槽をよりよく使用して生活排水をきれいにすることで、海や川の水環境が良くなりエコにつながります。
次世代に住みよい環境を残すためにも、浄化槽の保守点検をおすすめいたします。



保守点検のお申込みやお問合せは **0569-35-3817**

受付時間/平日8:30~17:00 定休日/日曜祝日、第2・4土曜日



「街と暮らしの快適が好きです」

株式会社 **テクア**

〒479-0811常滑市泉町1丁目44番地

FAX/0569-35-6823

<http://www.teca-tsp.co.jp>

E-mail teca@teca-tsp.co.jp